

# 「個人研究室および共同研究室における教育研究用ネットワーク利用の規程」

伊勢原学部系ネットワーク検討委員会

伊勢原情報システム課

2011年 4月 1日

## 第一条(目的)

この基準は、伊勢原キャンパス内研究室及び事務室等(以下、「研究室・事務室等」と言う。)に設置されたコンピュータ機器の教育研究用ネットワーク(以下、「学内 LAN」と言う。)への接続について安定的な運用を目的として利用基準を定める。

## 第二条(遵守事項)

研究室・事務室等から学内 LAN の利用にあたっては、「東海大学電子計算機利用規程」および「総合情報センターの利用における遵守事項(第2版)」、「東海大学セキュリティポリシー」を順守すること。

## 第三条(利用申請)

利用者はコンピュータ機器を学内 LAN へ接続するにあたり、所定の書式により伊勢原情報システム課へ利用申請書を提出すること。

なお、申請書に基づき利用登録されたコンピュータ機器について、伊勢原情報システム課より利用状況確認依頼が来た場合には、申請者は責任を持って対応すること。

(1) パソコン、モバイル端末の利用 → 「学内 LAN 接続(Mac アドレス登録)申込書」

(2) ネットワークプリンタの利用 → 「ネットワークプリンタ用 IP アドレス取得申込書」

(3) 無線 LAN アクセスポイントの利用 → 「無線 LAN アクセスポイント設置(新規・変更・撤去)申請書」

※Mac(Media Access Control) アドレスとはネットワーク機器のハードウェアに一意に登録された 12 桁の物理アドレスのこと。

## 第四条(セキュリティ)

研究室・事務室等から学内 LAN へ接続するにあたり、接続するコンピュータ機器が以下の条件を満たしていること。

(1) コンピュータウイルス対策ソフトが最新の状態で管理されていること。

(2) OS、アプリケーション等のセキュリティ対策が最新の状態で管理されていること。

なお、ノート PC などモバイル端末の場合、学内 LAN 以外の外部ネットワークへ接続した後、学内 LAN へ再接続時にコンピュータウイルスを持ち込まないよう配慮すること。

## 第五条(機器の管理)

研究室・事務室等で設置したコンピュータ機器は、管理責任者を明確にして維持管理を行うこと。

なお、研究室・事務室等へ無線 LAN アクセスポイント機器の設置にあたっては、以下の内容を十分理解して利用すること。

(1) 盗聴やなりすましなどの脆弱性があることを認識した上で(部外者が利用できないように)設置すること。

(2) SSID(Service Set Identifier)、暗号化等の必要なセキュリティ対策を必ず行うこと。

(ア) SSID(ESSID)を工場出荷値(初期状態)では使わないこと。

(イ) 暗号化機能(WPA,TKIP,AES 等)の設定を行うこと。

(3) 教育研究用 LAN に接続する無線 LAN アクセスポイントの設定は原則「ブリッジ接続(設定)」とする。

※「ブリッジ接続(設定)」とは「Mac アドレス登録申込書」により登録したパソコンのみが利用可能になること。

(4) 無線 LAN アクセスポイントの設置は申請書に記載した場所のみとし、設置場所を変更する場合は、所定の様式により申請書を伊勢原情報システム課へ提出すること。

(5) 不要となった機器は、設置者自身の責任で速やかに取り外し、所定の様式により申請書を伊勢原情報システム課へ提出すること。

## 第六条(障害除去)

研究室・事務室等から教育研究用 LAN に影響を及ぼす障害が確認された場合、管理責任者は伊勢原情報システム課と協力して障害除去にあたること。なお、当該コンピュータを障害除去のために予告なくネットワークから切離す場合がある。

## 第七条(利用の取消し)

研究室・事務室等から学内 LAN の利用にあたり、安定的な運用を妨げるような重大な支障を生じさせたときは利用申請を取消し、利用を停止させることができる。